

監査委員の内部統制評価報告書

このたび、山口県監査委員の内部統制に関する方針（令和2年6月17日策定、令和6年5月20日改定。以下「方針」という。）に基づき整備した体制（以下「内部統制体制」という。）の整備状況及び運用状況について、方針3（3）の規定に基づき評価を行い、次のとおり報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

地方自治法（以下「法」という。）第150条第1項第1号により内部統制として取組が義務付けられている財務に関する事務は知事が担任するものであり、本県では、行政委員会等については知事が定めた内部統制に関する方針を踏まえ、その組織の財務事務の実情に応じた内部統制体制の整備及び運用を行っています。

監査委員においても、方針を定め、内部統制体制を事務局内に整備し、業務レベルのリスクに対する対策を講じるなど、運用を行っているところです。

併せて、監査委員においては、令和2年3月24日に法第198条の4の規定に基づく監査基準を策定し、令和2年度以降、同基準に準拠するよう内部統制に依拠した監査を実施しているところです。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであることから、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価の実施

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準として、方針及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定）に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記2による評価作業を実施した限り、財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年10月7日

監査委員	友広	巖
監査委員	曾田	聡
監査委員	古林	照己
監査委員	正司	尚義